

# もえないごみ指定袋の 使い方が変わります

「もえないごみ指定袋」が余っているとの意見を受け、4月1日から「もえないごみ指定袋」の使い方を変更することにしました。

4月からは「もえないごみ指定袋」に「もえないごみ・もえるごみ・ペットボトル・粗大ごみ」のいずれかを入れて出すことができるようになります。ただし、収集日は今までどおり、袋に入れた「ごみ」に応じた日となります。

次の注意事項をよくご覧の上、ルールを守って「もえないごみ指定袋」でごみを出してください。

## もえないごみ指定袋で ごみを出す際の注意事項

- 袋に入れた「ごみ」に応じた収集日に、ごみを出してください。
- ペットボトルを入れる場合は必ず、中身を洗い、キャ

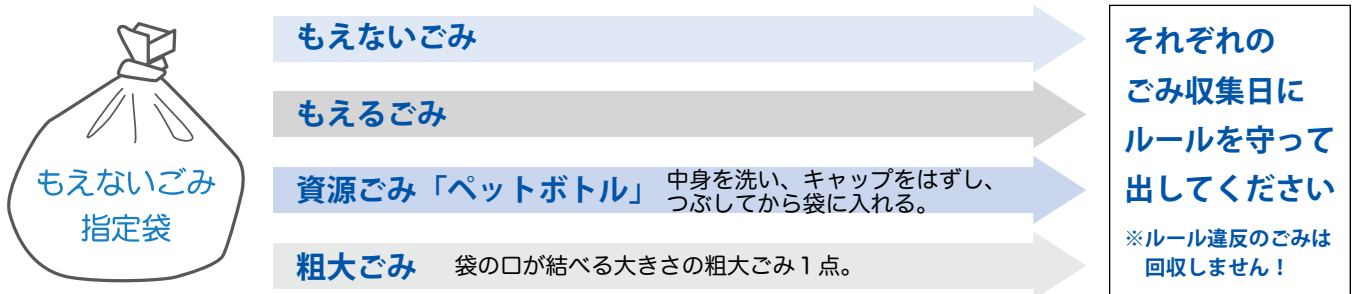
ップをはずし、つぶしてから出してください。

○粗大ごみを入れる場合は、袋の口が結べる大きさのものに限りです。また、袋1枚に対して粗大ごみは1点としてください。2点以上入れている場合はルール違反として回収しません。

## ごみはルールを守って 正しく出しましょう

- 収集日・場所を守り、指定ごみ袋・処理券に氏名等を記入してください。
- 違反シールをはられて残されたごみは、正しく出しなおしてください。
- ごみステーションへ一度に出せるごみの量は3袋（粗大ごみは3個）までです。
- 収集車両の火災などを防ぐため、使い捨てライターなどのガスは必ず抜いて出してください。

## 4月から「もえないごみ指定袋」に入れて出せるごみ



※「もえるごみ指定袋」は半透明で危険物などの確認ができないため、今までどおり「もえるごみ」しか入れることができません。

### 指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の配布

平成22年度分の指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、自治会等を通じて1年分を一括無料配布しています。

自治会等に未加入の方へは「指定ごみ袋引換券」を送付していますので、引換券を持って、6月30日(水)までに担当課へ取りに来てください。

7月以降に取りに来られた場合は段階的に配布枚数が減少します。

西条市に住民登録をしていない方や事業所へは、無料配布を行っていません。担当課窓口でごみ処理手数料（1枚につき100円）をお支払いいただきます。

■配布枚数（全世帯一律）

- もえるごみ指定袋 110枚
- ※もえるごみ指定袋が不足する5人以上の世帯には、年間30枚まで追加配布できます。
- ※もえるごみ指定袋は強度を上げるため、従来と比較して若干厚くなっています。
- もえないごみ指定袋 20枚
- 粗大ごみ処理券 10枚

■ごみ袋の引き取りについて

余っている指定ごみ袋は、担当課へ持参いただければ引き取ります。年間の使用枚数が配布枚数以内におさまるよう、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

指定ごみ袋・粗大ごみ処理券に関する問合せ	○市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係 TEL0897-52-1338	○東予総合支所市民福祉課 生活環境係 TEL0898-64-2700 内線155
	○丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係 TEL0898-68-7300 内線209	○小松総合支所市民福祉課 市民福祉係 TEL0898-72-2111 内線132